

宮城県地域防災計画 [震災対策編→津波災害対策編] 新旧対照表

修正前（震災対策編）	修正後（津波災害対策編）	備考
<p data-bbox="498 615 1056 680">宮城県地域防災計画</p> <p data-bbox="620 751 926 810">[震災対策編]</p> <p data-bbox="632 1178 890 1218">平成16年6月</p> <p data-bbox="605 1589 937 1640">宮城県防災会議</p>	<p data-bbox="1614 615 2175 680">宮城県地域防災計画</p> <p data-bbox="1682 751 2095 810">[津波災害対策編]</p> <p data-bbox="1834 982 1932 1035">(案)</p> <p data-bbox="1730 1178 2027 1218">平成 年 月</p> <p data-bbox="1718 1589 2056 1640">宮城県防災会議</p>	

宮城県地域防災計画 [津波災害対策編] 目次

目次

宮城県地域防災計画 [津波災害対策編]

＜目次＞

第1章 総則	1- 1
第1節 計画の目的と構成	1- 1
・第1 計画の目的	
・第2 計画の性格	
・第3 計画の修正	
・第4 計画の構成	
・第5 基本方針	
第2節 各機関の役割と業務大綱	1- 6
・第1 目的	
・第2 組織	
・第3 各機関の役割	
・第4 防災機関の業務大綱	
第3節 宮城県内の地震観測体制	1- 25
第4節 宮城県の津波被害	1- 26
・第1 地理的特性と過去の津波被害	
・第2 津波対策の方向性	
・第3 東日本大震災の津波災害の概況	
第5節 対象とする津波	1- 40
・第1 想定される津波の設定と対策の基本的考え方	
・第2 想定される津波の考え方	
・第3 地震被害想定について	
第2章 災害予防対策	2- 1
第1節 総則	2- 1
・第1 東日本大震災の主な特徴	
・第2 基本的考え方	
・第3 想定される津波の考え方	
第2節 津波に強いまちの形成	2- 4
・第1 目的	
・第2 津波浸水想定	
・第3 津波避難を考慮した土地利用計画・施設配置	
・第4 計画相互の有機的な連携	
・第5 地震防災緊急事業五箇年計画	
・第6 長寿命化計画の作成	
・第7 石油コンビナート等防災計画への対応	
・第8 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく対応	
第3節 海岸保全施設等の整備	2- 12
・第1 目的	
・第2 海岸保全施設等の整備	
・第3 河川管理施設の整備	
・第4 港湾・漁港等の施設の耐震化	
・第5 道路盛土等の活用	
・第6 農業用施設等における地震・津波対策	
第4節 交通施設の災害対策	2- 18
・第1 目的	
・第2 道路施設	
・第3 港湾施設	
・第4 漁港施設	
・第5 空港施設	
・第6 鉄道施設	
第5節 都市の防災対策	2- 22
・第1 目的	
・第2 市街地再開発事業等の推進	
・第3 土地区画整理事業の推進	
・第4 都市公園施設	
・第5 津波避難を考慮した都市施設の整備	
・第6 臨海部の津波対策	
・第7 津波による漂流物対策の推進	
第6節 建築物等の安全化対策	2- 24
・第1 目的	
・第2 公共建築物	
・第3 一般建築物	
・第4 特殊建築物、建築設備等の維持保全対策	
・第5 ブロック塀等の安全対策	
・第6 落下物防止対策	
・第7 建物内の安全対策	
・第8 高層建築物における安全対策	
・第9 津波災害特別警戒区域の建築物の安全対策	
・第10 家屋被害認定の迅速化	

第7節 ライフライン施設等の予防対策	2- 30
・第1 目的	
・第2 水道施設	
・第3 下水道施設	
・第4 工業用水道施設	
・第5 電力施設	
・第6 ガス施設	
・第7 電信・電話施設	
・第8 共同溝・電線共同溝の整備	
第8節 危険物施設等の予防対策	2- 36
・第1 目的	
・第2 各施設の予防対策	
・第3 危険物施設	
・第4 高圧ガス施設	
・第5 火薬類製造施設等	
・第6 毒物・劇物貯蔵施設	
第9節 防災知識の普及	2- 38
・第1 目的	
・第2 防災知識の普及、徹底	
・第3 学校等教育機関における防災教育	
・第4 県民の取組	
・第5 防災指導員の養成	
・第6 災害教訓の伝承	
第10節 地震・津波防災訓練の実施	2- 47
・第1 目的	
・第2 防災訓練の実施とフィードバック	
・第3 県の防災訓練	
・第4 沿岸市町の防災訓練	
・第5 防災関係機関の防災訓練	
・第6 通信関係機関の非常通信訓練	
・第7 学校等の防災訓練	
・第8 企業の防災訓練	
・第9 訓練及び普及内容	
第11節 自主防災組織の育成	2- 53
・第1 目的	
・第2 地域における自主防災組織の果たすべき役割	
・第3 自主防災組織の育成・指導	
・第4 自主防災組織の活動	
第12節 ボランティアの受入れ	2- 56
・第1 目的	
・第2 ボランティアの役割	
・第3 災害ボランティア活動の環境整備	
・第4 専門ボランティアの登録	
・第5 一般ボランティアの受入れ体制	
・第6 日本赤十字社宮城県支部の赤十字防災ボランティアセンター設置	
第13節 企業等の防災対策の推進	2- 61
・第1 目的	
・第2 企業等の役割	
・第3 企業等の防災組織	
第14節 津波調査研究等の推進	2- 63
・第1 目的	
・第2 県における調査	
・第3 調査研究の連携強化	
・第4 津波監視システムの整備	
・第5 被災原因の分析及びフィードバック	
・第6 防災対策研究の国際的な情報発信	
第15節 津波監視体制、伝達体制の整備	2- 64
・第1 目的	
・第2 津波の観測体制の整備	
・第3 津波監視体制の整備	
・第4 津波警報・注意報、避難指示等の伝達体制の整備	
・第5 役割・責任等の明確化	
第16節 情報通信網の整備	2- 70
・第1 目的	
・第2 県における災害通信網の整備	
・第3 沿岸市町における災害通信網の整備	
・第4 防災関係機関における災害通信網の整備	
・第5 放送施設の整備	

宮城県地域防災計画 [津波災害対策編] 目次

目次

宮城県地域防災計画 [津波災害対策編]

<p>第17節 職員の配備体制…………… 2- 81</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1 目的 ・第2 県の配備体制 ・第3 沿岸市町の配備体制 ・第4 防災関係機関等の配備体制 ・第5 防災担当職員の育成 ・第6 人材確保対策 ・第7 マニュアルの作成 ・第8 業務継続計画（BCP） <p>第18節 防災拠点等の整備…………… 2- 88</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1 目的 ・第2 防災拠点の整備 ・第3 防災拠点機能の確保・充実 ・第4 ヘリポートの整備 ・第5 防災用資機材等の整備 ・第6 防災用資機材の確保対策 <p>第19節 相互応援体制の整備…………… 2- 91</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1 目的 ・第2 相互応援体制の整備 ・第3 市町村間の応援協定 ・第4 県による沿岸市町への応援 ・第5 消防機関における消防相互応援体制等の整備 ・第6 医療相互応援体制の整備 ・第7 他都道府県との応援体制の整備 ・第8 緊急消防援助隊の受入れ体制の整備 ・第9 警察災害派遣隊の編成 ・第10 TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊：国土交通省）との連携体制 ・第11 自衛隊との連携体制 ・第12 非常時連絡体制の確保 ・第13 資機材及び施設等の相互利用 ・第14 救援活動拠点の確保 ・第15 関係団体との連携強化 <p>第20節 医療救護体制の整備…………… 2- 97</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1 目的 ・第2 医療救護体制の整備 ・第3 情報連絡体制の整備 ・第4 医薬品等及び輸血用血液の備蓄・供給体制 ・第5 医療救護活動に係わる研修や訓練の実施 ・第6 心のケアの専門職からなるチームの整備 <p>第21節 火災予防対策…………… 2-109</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1 目的 ・第2 地震による出火防止、火災予防の徹底 ・第3 津波による出火防止、火災予防の徹底 ・第4 消防力の強化 ・第5 消防水利の整備 ・第6 消防計画の充実強化 ・第7 海上における火災の防止 <p>第22節 緊急輸送体制の整備…………… 2-113</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1 目的 ・第2 緊急輸送ネットワークの形成 ・第3 緊急輸送道路の確保 ・第4 臨時ヘリポートの確保 ・第5 建物屋上の対空表示（ヘリサイン）の整備 ・第6 緊急輸送体制 ・第7 港湾・漁港機能の確保 <p>第23節 避難対策…………… 2-117</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1 目的 ・第2 徒歩避難の原則の周知 ・第3 避難場所の確保 ・第4 津波避難ビル等の確保 ・第5 避難路の確保 ・第6 避難路等の整備 ・第7 避難誘導体制の整備 ・第8 災害時要援護者の支援方策 ・第9 消防機関等の対応 ・第10 教育機関における対応 ・第11 津波避難計画の作成 ・第12 避難に関する広報 <p>第24節 避難収容対策…………… 2-129</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1 目的 ・第2 避難所の確保 ・第3 避難の長期化対策 ・第4 避難所における愛護動物の対策 ・第5 応急仮設住宅対策 ・第6 帰宅困難者対策 ・第7 被災者等への情報伝達体制等の整備 ・第8 孤立集落対策 	<p>第25節 食料、飲料水及び生活物資の確保…………… 2-137</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1 目的 ・第2 県民等のとるべき措置 ・第3 食料及び生活物資等の供給計画の策定 ・第4 食料及び生活物資等の備蓄 ・第5 食料及び生活物資等の調達体制 ・第6 食料及び生活物資等の輸送体制の整備 ・第7 燃料の確保 <p>第26節 災害時要援護者・外国人対応…………… 2-144</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1 目的 ・第2 高齢者、障害者等への対応 ・第3 外国人対応 ・第4 旅行者への対応 <p>第27節 複合災害対策…………… 2-150</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1 目的 ・第2 複合災害の応急対策への備え ・第3 複合災害に関する防災活動 <p>第28節 廃棄物対策…………… 2-152</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1 目的 ・第2 処理体制 ・第3 主な措置内容 ・第4 海に流出した災害廃棄物の処理体制の構築 <p>第3章 災害応急対策…………… 3- 1</p> <p>第1節 情報の収集・伝達…………… 3- 1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1 目的 ・第2 緊急地震速報 ・第3 津波警報の伝達 ・第4 地震・津波情報 ・第5 災害情報収集・伝達 ・第6 通信・放送手段の確保 <p>第2節 災害広報活動…………… 3- 18</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1 目的 ・第2 社会的混乱の防止 ・第3 県の広報 ・第4 沿岸市町の広報 ・第5 防災関係機関の広報 <p>第3節 防災活動体制…………… 3- 21</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1 目的 ・第2 初動対応の基本的考え方 ・第3 県の活動 ・第4 沿岸市町の活動 ・第5 警察の活動 ・第6 消防機関の活動 ・第7 防災関係機関の活動 ・第8 県、沿岸市町、国及び関係機関の連携 ・第9 複合災害発生時の体制 <p>第4節 相互応援活動…………… 3- 28</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1 目的 ・第2 市町村間の相互応援活動 ・第3 県による応援活動 ・第4 県内消防機関の相互応援活動 ・第5 他都道府県からの応援活動 ・第6 緊急消防援助隊の応援要請及び受入れ ・第7 警察災害派遣隊の応援活動 ・第8 広域的な応援体制 ・第9 受入れ体制の確保 ・第10 他県等への応援体制 <p>第5節 災害救助法の適用…………… 3- 33</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1 目的 ・第2 災害救助法の適用 ・第3 救助の実施の委任 <p>第6節 自衛隊の災害派遣…………… 3- 35</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1 目的 ・第2 災害派遣の基準及び要請の手続き ・第3 県・沿岸市町と自衛隊との連絡 ・第4 派遣部隊の活動内容 ・第5 派遣部隊の受入れ体制 ・第6 派遣部隊の撤収 ・第7 経費の負担 <p>第7節 救急・救助活動…………… 3- 42</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1 目的 ・第2 県の活動 ・第3 警察の活動 ・第4 沿岸市町の活動 ・第5 消防機関の活動 ・第6 第二管区海上保安本部の活動 ・第7 住民及び自主防災組織等の活動 ・第8 救急・救助活動への支援 ・第9 惨事ストレス対策
---	---

宮城県地域防災計画 [津波災害対策編] 目次

目次

宮城県地域防災計画 [津波災害対策編]

<p>第8節 医療救護活動 3- 46</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1 目的 ・第2 災害に関する情報の収集及び伝達 ・第3 医療救護体制・DMAT・医療救護班の派遣・受入れ体制 ・第4 災害時後方医療体制 ・第5 救急患者等の搬送体制 ・第6 医薬品等及び輸血用血液の供給体制 ・第7 在宅要医療患者の医療救護体制 <p>第9節 消火活動 3- 54</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1 目的 ・第2 消火活動の基本 ・第3 県の対応 ・第4 沿岸市町の対応 ・第5 消防機関の活動 ・第6 事業所の活動 ・第7 自主防災組織の活動 ・第8 県民の活動 ・第9 被災地域以外からの応援 <p>第10節 交通・輸送活動 3- 58</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1 目的 ・第2 県の活動 ・第3 沿岸市町の活動 ・第4 防災関係機関の活動 ・第5 陸上交通の確保 ・第6 海上交通の確保 <p>第11節 ヘリコプターの活動 3- 66</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1 目的 ・第2 活動体制 ・第3 活動内容 ・第4 活動拠点 ・第5 安全運航体制の確保 ・第6 応援ヘリコプター <p>第12節 避難活動 3- 69</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1 目的 ・第2 津波の警戒 ・第3 避難の勧告又は指示 ・第4 避難の勧告又は指示の内容及び周知 ・第5 避難誘導 ・第6 避難所の開設及び運営 ・第7 避難長期化への対処 ・第8 帰宅困難者対策 ・第9 孤立集落の安否確認対策 ・第10 広域避難者への支援 ・第11 在宅避難者への支援 <p>第13節 応急仮設住宅等の確保 3- 80</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1 目的 ・第2 応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の整備と維持管理 ・第3 公営住宅の活用等 ・第4 民間賃貸住宅の活用等 ・第5 応急仮設住宅の入居者等への支援体制の整備 ・第6 住宅の応急修理 ・第7 支援制度に関する情報提供 <p>第14節 相談活動 3- 83</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1 目的 ・第2 県の相談活動 ・第3 沿岸市町の相談活動 ・第4 専門職による相談の実施 <p>第15節 災害時要援護者・外国人対応 3- 85</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1 目的 ・第2 高齢者・障害者等への対応 ・第3 外国人対応 ・第4 旅行者への対応 <p>第16節 愛玩動物の収容対策 3- 88</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1 目的 ・第2 被災地域における動物の保護 ・第3 避難所における動物の適正な飼育 ・第4 仮設住宅における動物の適正な飼育 <p>第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動 3- 89</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1 目的 ・第2 食料・物資等調達体制の整備 ・第3 流通在庫備蓄 ・第4 食料 ・第5 飲料水 ・第6 生活物資 ・第7 物資の輸送体制 ・第8 義援物資の受入れ、配分 ・第9 燃料の調達・供給 <p>第18節 防疫・保健衛生活動 3- 96</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1 目的 ・第2 防疫 ・第3 保健対策 ・第4 食品衛生対策 	<p>第19節 遺体等の捜索・処理・埋葬 3- 99</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1 目的 ・第2 遺体等の捜索 ・第3 遺体の処理、収容 ・第4 遺体の火葬、埋葬 <p>第20節 廃棄物処理活動 3-101</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1 目的 ・第2 災害廃棄物の処理 ・第3 処理体制 ・第4 処理方法 ・第5 推進方策 ・第6 海に流出した災害廃棄物の処理 <p>第21節 社会秩序維持活動 3-104</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1 目的 ・第2 生活必需品の物価監視 ・第3 警察の活動 ・第4 第二管区海上保安本部の活動 <p>第22節 教育活動 3-106</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1 目的 ・第2 避難措置 ・第3 学校等施設等の応急措置 ・第4 教育の実施 ・第5 心身の健康管理 ・第6 学用品等の調達 ・第7 給食 ・第8 修学支援 ・第9 通学手段の確保 ・第10 学校等教育施設が地域の避難場所、避難所になった場合の措置 ・第11 災害応急対策への生徒の協力 ・第12 文化財の応急措置 <p>第23節 防災資機材及び労働力の確保 3-110</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1 目的 ・第2 緊急使用のための調達 ・第3 労働者の確保 ・第4 労働者の供給 ・第5 応援要請による技術者等の動員 ・第6 従事命令等による応急措置の業務 <p>第24節 公共土木施設等の応急対策 3-112</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1 目的 ・第2 交通対策 ・第3 道路施設 ・第4 海岸保全施設 ・第5 河川管理施設 ・第6 港湾施設 ・第7 漁港施設 ・第8 空港施設 ・第9 鉄道施設 ・第10 農地、農業施設 ・第11 都市公園施設 ・第12 廃棄物処理施設 ・第13 被災建築物、被災宅地に関する応急危険度判定などの実施 ・第14 県自らが管理又は運営する施設に関する方針 <p>第25節 ライフライン施設等の応急復旧 3-124</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1 目的 ・第2 水道施設 ・第3 下水道施設 ・第4 工業用水道施設 ・第5 電力施設 ・第6 ガス施設 ・第7 電信・電話施設 <p>第26節 危険物施設等の安全確保 3-130</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1 目的 ・第2 住民への広報 ・第3 危険物施設 ・第4 高圧ガス施設 ・第5 火薬類製造施設等 ・第6 毒物・劇物貯蔵施設 ・第7 環境モニタリング <p>第27節 農林水産業の応急対策 3-134</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1 目的 ・第2 農業 ・第3 林業 ・第4 水産業 <p>第28節 二次災害・複合災害防止対策 3-138</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1 目的 ・第2 二次災害の防止活動 ・第3 風評被害等の軽減対策 <p>第29節 応急公用負担等の実施 3-141</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1 目的 ・第2 応急公用負担等の権限 ・第3 立入検査等 ・第4 公用令書の交付 ・第5 損失補償及び損害補償等 <p>第30節 ボランティア活動 3-143</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1 目的 ・第2 一般ボランティア ・第3 専門ボランティア ・第4 NPO/NGOとの連携
--	---

宮城県地域防災計画 [津波災害対策編] 目次

目 次

宮城県地域防災計画 [津波災害対策編]	
第3 1 節 海外からの支援の受入れ	3-146
<ul style="list-style-type: none"> ・第1 目的 ・第2 海外からの救援活動の受入れ ・第3 救援内容の確認 ・第4 関係機関との協力体制 	
第4章 災害復旧・復興対策	4- 1
第1 節 災害復旧・復興計画	4- 1
<ul style="list-style-type: none"> ・第1 目的 ・第2 災害復旧・復興の基本方向の決定等 ・第3 災害復旧計画 ・第4 災害復興計画 ・第5 災害復興基金の設立等 ・第6 復興組織体制の整備 	
第2 節 生活再建支援	4- 5
<ul style="list-style-type: none"> ・第1 目的 ・第2 り災証明の発行 ・第3 被災者生活再建支援制度 ・第4 地震保険の活用 ・第5 資金の貸付け ・第6 生活保護 ・第7 その他救済制度 ・第8 税負担等の軽減 ・第9 応急金融対策 ・第10 雇用対策 ・第11 相談窓口の設置 	
第3 節 住宅復旧支援	4- 14
<ul style="list-style-type: none"> ・第1 目的 ・第2 一般住宅復興資金の確保 ・第3 住宅の建設等 ・第4 防災集団移転促進事業の活用 	
第4 節 産業復興支援	4- 16
<ul style="list-style-type: none"> ・第1 目的 ・第2 中小企業金融対策 ・第3 農林漁業金融対策 ・第4 相談窓口の設置 	
第5 節 都市基盤の復興対策	4- 17
<ul style="list-style-type: none"> ・第1 目的 ・第2 防災まちづくり ・第3 想定される計画内容例 	
第6 節 義援金の受入れ, 配分	4- 19
<ul style="list-style-type: none"> ・第1 目的 ・第2 受入れ ・第3 配分 	
第7 節 激甚災害の指定	4- 20
<ul style="list-style-type: none"> ・第1 目的 ・第2 激甚災害の調査 ・第3 激甚災害指定の手続き ・第4 特別財政援助の交付(申請)手続き ・第5 激甚災害指定基準 	
第8 節 災害対応の検証	4- 23
<ul style="list-style-type: none"> ・第1 目的 ・第2 検証の実施 ・第3 検証体制 ・第4 検証の対象 ・第5 検証手法 ・第6 検証結果の防災対策への反映 ・第7 災害教訓の伝承 	